

公卿不換此江山、古詩三羨見無心漁釣顏、微命幸逢清
定日、遊蹤當伴水雲閑、

右

乞斧正

實稼生具稿

○添川廉齋の詩、日下部より参り候間、此に記し置
ぬ、

無題

添川寛平號有所
不爲齋

紛々議論似雲嵐、防海誰能到底語、至竟廟堂無長策、
徒令蓬葦縱遊談、壯心猶在將投筆、白髮其如漸上蔘、
醉擊唵壺歌伏櫪、滿胸磊砢自難堪、
伏枕津城歲已周、一蓬訪友向濃州、暮潮港口曾分手、
夜雨村墟重聚頭、百死餘生憐吾在、幾行殘淚對君流、
燈前話舊情何限、况復□□蟀蟋秋、
開覺尋兵失我疆、六爻示戒孔彰々、保家畢竟資三策、
誤國眞成有二狂、誰盜寧能刺表相、岐人更欲脅昭皇、
可堪良若相元老、忍愛殘年歡覆亡、

同便日下部伊次郎の書通控、

菊月十二日の貴墨、念五翠也より相達、難有拜見仕
候、時下冷氣相催、且連日之陰雨、鬱陶敷御座候得
共、益御壯康被遊御座奉恭賀候、僕事も無異相凌居候

間、乍憚御放念可被下置候、扱貴諭の趣、逐一領承仕
候、奇賊以來、寒徒徒新大に得勢候歟、扱々可惡義に御
座候、尤も六朔云々は、天天狗の大幸に候處、寒人は大
に恐れ候處より、究鼠の勢に相成候事にも可有之候
へは、仰の通何卒果斷を以、一時に回天奉禱候義に御
座候、先度代見北飛の時は、此地苦心の事のみ、御座
候處、其後又々陽復の模様有之、委細巨樞大久保要人より
申上候筈、猶又孝君高橋多一郎へ先日愚書呈候間、今程入
高聞候半と奉存候、何卒此度こそ、障礙無之様、仕度
奉禱居候、

一忠街諸先生、御壯健に御凌被遊候哉、毎度御察申上
候のみ、甚苦心仕候、

一若阿卿より一封、慥に御取扱被下候由、外に壹封
も、造氏より瑣形の内へ御渡し相成候様、御取扱被下
候由、奉拜謝候、

一春中の書物料、先達而御届被下置候由、別而難有奉
存候、曾て入貴覽候人々へ、相賦り候處、何れも何よ
り欽尙被致候事に御座候、將又何なりとも、無懸念可
申上の旨、御眞意被仰下、積年不相變御厚義の御事と
も、感佩の至に奉存候、左被仰候所へ、直に申上候は、

甚如何敷候へ共、晏忠侯添川廉齋、一に有所不
爲齋と號す右の書差
出に而、如何可有御座候哉、孝君へ御相談被下置候
は、幸甚に存候、此段無伏臘申上候、何分乍憚宜敷
奉願候、

一異船の事無事、然し仰の通、以來は彌可慮義と奉存
候、

一張訴有之候由、必竟寒人の反間策奉存候、最早目立
候所は、打おふせ候積りに而、隱者に迫り候策と相
見え申候、内外有志、油斷無之様、專一の時節と奉存
候、

一巨樞頼淵の盡力、誠に感激の至奉存候、外人すら如
斯、况内輪にて黨派相分候様に而は、何にも恥ヶ敷次
第、乍恐折角々々御彌縫宜敷奉願候、

一青閣青山忠實轉の後、上田侯松平忠徳へ御奉書の由、是は
至極評判宜敷御座候、餘は後信可申上、先は尊報迄、
草略如此御座候、恐惶頓首、

九月晦日

再啓、時候御自愛被爲成候様奉存候、此地相應の御
用向、何時にても可被仰聞候、以上、
書添、牛事七月頃より遠出仕候而來歸不申、松前へ

赴候哉の由、松前内々大混雜有之、以前山田三郎と
申新抱の者、盛に被用候處、當夏俄に暇に相成、隨
而黽陟多く有之候へき、

同便水哲水野哲太郎より來書の控、

此程賢子歸來に付、縷々御細書難有拜誦仕候、先以其
御地御同盟様、彌被爲揃御安健被遊候旨、爲國欣抔
の至奉存候、扱又三保山云々の儀に付御配慮、御懇切
被仰下候趣、誠に奉銘感候、平波中村失策とは申條、
元より虚て計堅候積りにも無之、ヶ様出來合候得は
こそ、御一統様御心配にも相成候事に御座候へ共、徹
底の心には、どふかこぢつき可申と、跡先不稽のな
げ槍、勝負がはづれ候ての事に而、今更甚相困り候事
に御座候、萬一當候得は、又人の意外に出候高名も
出來候事に而、是までの仕事も、其所よりうまく參候
處も多く御座候間、此度の義に付て、先勞の所も思召
被下候段、難有奉存候、兎角槍は槍、棒は棒の利用に
御座候、しらのじみに、自調子に潤色の所は、本よ
り大短の所に御座候、其大短の所を、自調子の所へ持
込候間、失策勿論の事に奉存候、不見不知の所へ、手
づるをもとめ、付込候様の事に至候ては、千舎も萬舎

も應申候、其しらの所は、所長に無之候得は、其所に至り候而は、稍御斟酌可有之、左様なれば、其功名を保ち、失策の憂無之、兩全に御座候、此度失策御座候而も、又々入用の人物に御座候間、陰然御愛し可被下候、表向は三さま保山へも、何か形に無之候而は相成間敷候、委細御申越の意味、三溪君伊東へも申通候所、宜申越くれ候様との儀に御座候、甘さま尼子より御遣し御案文至極宜、少々加減仕、今夜三溪君に而、若印へ御出被下候事に御座候、未相分不申候、堅子急に用事の由に而、飛行の旨申來候間、諸同盟様わ、御銘々申上候様、相成兼申候、誠に大亂書に而、御報までに申上候、何れ此後委細申上候様可仕候、平波此節他行留守にて、御申越之本所へ御遣し之書取寄不申候、尤呈の方は、昨日杉兄相頼申入候所、義印より指遣候所、指出兼候由にて、返し申候趣に付、則取戻し申候間、指上候、義印よりは出來兼申候、筑波山道ある方を尋てそ

峰にさやけき月を社みめ

可然月見る道も可有之、いつれ甘さま拜眉の上と奉存候、何にいたしても、甘さま御出は、少々もはやき

方と、三溪君も被申候間、成丈け御早は宜と奉存候、餘り亂筆、御海容奉希候、以上、

十月五日燈下

尙々此節御究迫の御中、壹本云々、誠に御心配奉察候、左候而も、此地至究杉氏杯始、日々北望窮歎仕候、色々珍書も指上度奉存候得共、當分相困申候、尤新論之儀、當時皆賣拂後、すり立不申候ては無之由、出來次第、調可指上候、且御尊諭拜見、難有奉存候、いつれ追々御答申上候様可仕候、

直答云々の御返し、

村雲のおほふもしはし級戸部の

風ふきかへす時もあらしや

草の戸ほその、

夜半に聞軒端の雨の草の戸は

いかにと計ぬる、袖かな

身はいかに、

身はいかになるみの濱のはま千鳥

夜すから君をねにのみを鳴

なみならぬ恵み思へは身はいかに

なるとのなたも物の數かは

我君のなき罪、

世にあらん限り計かますらをの

なき跡までも君わすれめや

芒の御歌に、

もえ出ん春もなからさらめや

いかにも草略千萬、御海含奉願上候、以上、

猶又皆様へ、御銘々相認兼候間、此後指上候積に御座候、宜御序御申譯奉希候、以上、

同便島田水野哲より尼子三郎迄書通之覺、

再啓申上候、三寶院の事、御文通の面、少し増減、去月

廿九日出の日付にて、今日泰先生御光駕被下候振に

御座候所、夕刻より少々御不快に付、杉君鮭魚等の御

使兼に而、右書持參申入候所、至極案ばい宜敷候由、

三寶院様未御不快御平快不相成候由、至極御氣を揉

被遊候故の事に御座候よし、誠に恐入候事に御座候、

明日泰和先生にて、御出被下候筈に御座候間、委細

明日相分申候、夫に付一日もはやく、御出に相成候様

と、泰和先生も宜敷被申聞候、此節御返事等可指上候

所、とても近日御出に相成候事故、不指上候間、不肖

より宜申上候様にとの事に御座候、餘りおそくなり候ては、如何に御座候間、成丈け御急き被成候様奉存候、泰和先生よりも、旁被仰聞候、扱此度云々の儀に付、大男頭注、大謙身の丈け六尺餘、依而當時呼て大男又は鯨太といふ、飛行至悦の至奉存候、大男口述可仕候間、相記不申候、此間中も大男永逗留、病中無據候得共、大久杯甚心配仕候、御用相濟候は、御返し被遊候方、可然奉存候、是は申上候迄も無之候へ共、何事も拜顔ならては、盡しかね申候、出來候間書直も可致候、定て先日小杉様高橋へ指上候書か、本に相成候と奉存候、紛書却而上策と相成申候、豈天に非や々々々々、至幸々々、三寶さへ治候へは、淡靜無事、天命を樂候事に御座候、鮭松竹御指圖通り、無滯配當仕候、平波留守故、一家は平波名にて、不肖書添遣申候、至極鮭はよく候へ共、松はかび申候て、大に體そんし申候、はらゝ子は絶品と申候は、又々笑に相なり可申候へ共、絶品に御座候、

右の外色々申上度候得共、數通相認、目つかれ、猶又今日所々歩行候、而つかれ、筆動き不申、拜顔までに候間申殘候、御一笑に、

此程色々考候へは、口〇の御事、通路もなく、
いかにと存上まいらせて、
君を思ふた、ひとすぢの思ひより

ち、に心をくたき社すれ
こがらしのふきいたしけり月のかけ
十月六日燈下
し ま

藤村さま尼子隠名

同便島田より鮎澤伊迄の文通控、

尙々縷々の御細書御懇切、乍例奉銘感候、且御幽鬱中
の芳吟御示被下、難有拜誦仕候、御幽栖の御鬱腸、御
察申上候、周文姜里に易を述、殷湯夏臺の厄など、上
聖の所置、不肖杯嘴吻に載兼候事に御座候へ共、憂愁
の中又天真養不申候而は、性命限り有之事にて、大に
眞元を耗損仕候間、必申上候迄には無之候へ共、随分
御寛想御養ひ被成候工風、又御専用の事奉存候、不肖
幽栖中云々、死別吞聲の哀など、一ならず有之、難苦
不肖に超候ものも、餘り類も無之、性命殆と難保に
至り申候、只今にて其時の辛酸思ひ出候得は、胸懐爲
之決裂、衣襟爲之しほり申候、是を忘候爲、色々の手
遊拵申候、其内に日間憂候は、五尺計の半弓を拵、隣

家の小兒を集め、勝負を競候か、一番樂しく奉存候、
御尊兄様御始、御高詠等相伺候而も、字々憂塊、句々
涕涙に奉伺候、時世御尤の儀に御座候へ共、自然憂を
消忘仕候所も無之候而は、又哀て不傷の誼も御座候
間、必々御寛胸の御仕法、御考被遊候様と奉存候、御
芳吟に相應候儀に無御座候へ共、鄙吟蜂腰相つゝり
申上候、御一笑可被下候、

籠やのとほその月も住なれての御歌、拜しま
らせて、我も三とせあまり四とせばかり、柴の戸
の、あけてもくれても、物うかりけること、おも
ひいたし候へは、左こそおもひやり參らせ、御返
しともあらねと、
思ひやる四とせは我も柴の戸の
さしもくるしきおもひなりしを

なげかしき世にもありなん嬉しさの御うた、
いかにもさこそと、おしはかり參らせさふらへ
と、この御いつくしみの御こゝろは、天のことく
をほはぬところもなく、地のことく戴せざるも
のもあらしと、いとかしこく、さらはいつれの物
か、この御心にもれまいらすへきと、袖しほり侍

りて、

君のみかおなし流にすむ月の

影はかはらぬ光りなり鳥

君こふる思ひにかへはつらき世の

うきをしのふも数ならぬかは

此程寄川戀と申風流の歌出来申候間、御慰に申

上候、

涙川みかさまされとよもすから

戀にせかる、我身なりけり

○松浪隱君子云々の儀、兼而御話も御座候間、相辯罷
在候所、不肖剪劣、知己の辱をなし可申と、常に心胸
に蟠り、甚恥入候儀に御座候、且又鄙聲蜂腰呈候方云
云、是迄拜謁仕候儀も無之、其上蛙鳴缺音、君子の前
に陳し候事恥入申候、然し云々に御座候間、尊君様迄
相呈候間、其意味はかり、御推察可被下候、

十月十一日夜四更野村之助并兒島恭介

同南發、其節平澤石川川上

◎要へ返翰の控、

本月四日の貴簡、同八日關大野持參逐一薰誦、御不
快今以御透と不被成、一月餘御浴湯も御延引被成候

程のよし、扱々苦心仕候、何分御加養、御快方萬々奉
祈候、扱右の御中にて、一條精々御周旋、本月三日六
出先生石川へ御對話の御模様、縷々被仰下、いつも
なから拜眉同様、一同感激仕候、此地にては季秋初冬
の吉兆のみ、日夜指を屈し相待、もはや季秋も空しく
打過、初冬も數日を経候間、南望苦心のみ仕居候處、
此度貴論の趣にては、又がらりと相替り、乍例一喜一
惶、日々打寄空論に日を費し申候、

一今程御承知にも相成候哉、好にても最早術計窮候
と相見ん、護守殿齊修院へなきつき候而、萬一老公
親政にも相成候ては、又々騒々敷可相成候間、親政等
の事は無之様、孔球後廻りにて、上達いたし候敷と
も推察仕候、確證は無之候得共、多分此推察、相違有
之間敷候、相認候も如何敷候へ共、護守は全く御柔和
の御方、殊に何事にては、老女等の附出し次第に、御
任せ被成候は、高貴の方は一般の御事に御座候所、萬
一の爲に、開明遅々仕候而は、實に奸の術中に陥り候
姿にて、何共嘆敷奉存候、何卒副候御ふまへに入置
候様、仕度奉存候、護守もいはゆる御眩暈の御性質に
被爲在候間、好より騒々敷と申上候得は、左様敷と可

被思召候得共、元來老公御爲は、精々御世話有之、既に去春も御開明御對顔の儀、内々御願被成候段は、相違も無之候へ共、副候にも此處御ふまへ、たとひ此度如何様の事、奥廻りにて出候とも、他よりかもし來候策と、御見破に仕度ものに御座候、右以前、姉小路殿御使にて、小路殿を召し、中納言殿云々、御對顔の儀御願被遊候得は、小路殿被申候は、姫君様には、御義理合も被爲在候御事、萬々御尤の思召には被爲在候得共、未だ御年限と申にも至り不申候ま、來春まては、御控被遊候而可然旨申上候へは、御守殿はつと思召、御疊へ御顔を御つけ、御泣被遊候付、小路殿も手持無之引取申候、其節は兩三日御氣辭にて、召上りものも、御進み不遊候程に入らせられ候に付、御附老女横尾と申もの、御容體委敷奉候得は、一昨日云々、ケ様々々の次第と、御嘆息被爲在候御咄被遊候趣、右横尾より傳聞、下一同、御母子様の間、斯迄に御至誠御感敬被爲在候は、難有御事なりと落涙仕候、此一條を以、御雙方御至親の御情愛に入らせられ候段は、得と御洞察可被成候。

一 貴書の趣にては、如何にも愉快至極の御文面に候處、能々拜見候得は、其廉は連連三離と除奸の二事に有之、夫も季秋初冬云々と違ひ、只今にては取留無之様にて、いはゆるあぶもはちもとらぬ事には、成行可申哉と苦心仕候、定而兩兄御談合中には、是と申御見留御座候上、御愉快のわけと相察候得共、以心傳心の所は、相分り兼、不堪苦心候間、貴意には背候へ共、此度又々一客微行爲仕候、實は又七郎南上と、支度迄仕

候所、御指留も御座候付、先此度は相控候事ゆへ、相成候は、右以心傳心の御ケ條も、極密御示諭可被下候、度々得貴意候通り、此方見込は、連離并大廉云々の儀、睨と被仰出、其上に除奸迄出來候得は無此上、夫も御六ヶ敷候は、連離除奸等に不拘、御對顔等にて、一日も早く晴天仕度、晴天にさへ相成候得は、陰氣は自ら消し候勢に御座候、然處晴天は御延引にて、連離のみ發し、夫も萬々一、姑息なる被仰出方にて、此上其心をは付候様杯申す御事にては、奸人依然として權を握り、又々もり返し候術を旋し可申、扱又連は其ま、被指置、除奸のみ御世話被爲在候而は、彼是申立、盛意を奉し申間敷、たとひ奉し候とも、一兩人の奸、左轉仕候迄にて、正人舉り候所迄は、中々安心不仕、尤是等の所、逐一洞察の上、御所置被爲在候御事とは奉存候へ共、兎角過憂のみ仕候、度々得貴意候通、六朔の御内諭、近來の愉快に御座候所、右に而奸人必死に相成候儀、眼前の證にて、兎角雲立御座候得は、夫丈け用心の種と相成候間、迅雷不及掩耳之御處置、所祈に御座候、其外打寄申合候ケ條、千緒萬端に候得共、逆も難盡筆紙、先々閣筆候、以上、

十月十一日

平澤又七郎
川上弘衛門

巨回要様

猶々又七郎申上候、二男儀拙文云々、

副啓、

一是迄は老寡君公烈副候へ御往復被申候而も、全く天下の大事のみにて、一家の私事に不被及候處、此度云云のわけに而、打割御往復も被申候事に相成候由、此方は御承知の通り、近來一切地天の通を絶候間、都而雲上の模様不相分候所、貴論にて始て承知仕候、是はいかさま愉快には御座候へ共、臣子の身にて考候へは、又一層の苦心なきにもあらず候、其次第、古今共如何なる明君良將にても、少しは一二輔弼の力をかり候儀、御承知の通りに候處、老寡君には、此節左右前後、一人の相談相手無之は、是亦御承知の通りに候へは、數遍御往復被申候内には、流石そだちがらの儀、或は存分過、或は意味よりは文言等、過激に被認候類も、有之間敷ものにて無之候得は、副候にて夫等の所をも、能々御推恕有之様致度、一體老寡君には、殊之外猛烈の様、世上にて評判仕候へ共、善に従ひ諫

を容候所に至候而は、實に古明君にも不恥儀、竊に感激仕居候事に御座候、此所迄も、他にては相分り不申候ゆへ、た、紙面筆頭の上に而のみ、御疑惑無之様仕度、くれくも六出子へ御話、珊瑚にも能々通し置候様至願云々、

一去月下旬、政府より諸役所へ相達し、老寡君是迄被下候親書類、不殘指出候様、申附候趣に御座候、一體諸役所向、何れも職掌有之事に而、其役所かきり、直書に而被申附、執政始へ祕し置候儀、威義兩公以來の舊格に御座候所、右等の處を差置、近來の親書類爲指出候儀、何様の文書被下候哉と疑ひ奉り、何そ一廉見付出し候爲の儀と相見え申候、人臣事君の情において、有間敷事、斯迄に至候段、扱々不堪切齒候、以上、

十月八日御目附石河幹忠へ賜ふ所御親書の大
意、青山より御
下けなり、

過日青山より申聞、慥に落手云々、扱又伊達宗等より下金下曾根を以申候に付、過日申越候處、其以前下金へ頼、石河へ届くれ候様、試に頼候處、彌届候哉否聞申度候、扱又過日青下忠貞ぬけ、猪十式部近詔な

とぬけ候由、併青天の儀、今に外々よりも聞及不申候、扱又此節は、何も申聞候程の事無之候へ共、萬々一有之節、青山壹人に而は、通候儀安心なきに付、我等より兼而青山へ、申付置候様にとの儀、委細承知、今便申遣候、併青山も、此節の暴政に恐候故、度々となりては迷惑致、簡要の時受取申聞敷故、是非申聞ずして叶はぬ事有之時、頼候かよろしく候、扱又阿闍◎阿闍等より尋候儀、何によらず作り事なく正直に申正弘◎阿闍等より尋候儀、何によらず作り事なく正直に申云々、下金へ頼候一封届候哉否を聞度、此段申聞候、過日申聞候と行違ひ頼候也、十月八日火中々々、石河へ、内藤◎藤も八月より引居候由、實の不快にもなきかの由、過日は其地奥右二人ぬけ候由、定て天と申にも有へきか云々、中山◎信の村かへ、并領分となへ、鈴木丹州杯の役祿杯は、此家始りての儀、奸家辰年後、私欲不正多端なれば、成程我等の睛を防くも尤也、○下金娘の儀、高板兩橋◎高橋多一郎の世話有之所、内奸頻りに防ぎ、右の儀に付而は、高橋よりも申聞に、伊東宗益杯も延候云々故、内奸の撰の計を先か、へ候云々、郷中血誠の儀委細聞申候、感心なる事也、中山土地引替杯とは相違の事なり云々、

○十五日夜野村葬之介宅、江南遊行中へ盜賊忍入、尤何品も紛失無之候處、甚奇快の至りなり、先づ祖先の神位指置申候袋棚を明け改候様子、次に書物箱の蓋を取、猶又書物箱の、引出しをもあけ候様子に而、書附類散亂致し居候由、同夜武藤善吉宅へも入候處、是にも紛失無之由、其後廿五日夜に、又々武藤の宅に忍入候由、野村にての始末杯、一と通りの賊とはおもはれず、安達の覆轍かと恐懼々々、本文の儀、餘り不思議故、認少し思ひ當置、己酉の春谷雲の口氣に而、

十月十五日未明尼子◎尼子長三郎南上本所◎經院へ指出候口上の覺、

一六月朔日御内諭御座候以來、小石川役人共、何れも必至に相成、何卒開明の邪魔致度心底に而、此節又々御守殿◎齊修藤へ彼是申上、中納言殿◎烈にて政事向世話被致候は、又騒々敷相成可申、矢張此ま、に致置候方可然云々、奥廻りにて、上様御聽にも入候半敷の風説御座候、一體御守殿には、中納言殿御事は、殊の外御苦勞に思召、既に一昨冬も、兩御丸御對顔の儀、御内々御願に相成候趣、猶又去春姊小路殿御使に被參候節、御願の儀仰聞られ候處、小路殿に而、それ

はいまた御早く候ま、來春に遊はし候様、申上られ候へは、はつと思召、御涙ぐみ遊はし、小路殿も手持なく退出に相成り、其節は御食も御す、み不被遊候程に而、御附の女中横尾と申者、何故御心配遊はし候やと伺候得は、云々の事、御話し遊はし候付、横尾も、御母子様御情合の處察し奉り、感涙を流し、人に話候趣、承り候事に御座候、其後御濱御殿にて御對顔の節も、御願遊はし候段は、相違も無御事に御座候、かく迄御母子様の御中、御深切に被爲在候條、恐ながら御柔和の御生れに而、萬端御苦勞かちに渡らせられ候付、役人共彼是申上候得は、又尤と御聞うけ遊はし、右様の御場合にも至らせ候やと奉存候、深き御母子様の御中をも、右様御へだて申あけ、中納言殿御首尾の直り候妨げ致候段、扱々歎々敷義に御座候、御守殿思召は、中納言殿の事大切に思召、御願も遊はし候程の御事、御眞情に而、此度の御次第は、全く役人共の取繕に而、付々の女中共を語らひ、仕出し候事に御座候間、此段御承知遊はし、萬一上様御耳に入候とも、宜御取成被下置候様願候事本文の儀、主水正様◎竹本正恐へも宜敷被仰聞下され候様奉願候、

坂幽玄死亡に付悔狀之控、黃花を遺す、

呈一書啓上仕候、此程段々奉承知候得は、尊大君御事、久々御病氣に被爲在候所、御醫藥無驗、今般御死去被遊候旨、平三郎◎中より申來、爰元一同實以驚入候事に御座候、御渾家様、如何計の御哀悼に被爲在候哉と、御心事御察奉申上候、御病中も、乍存大御無音申上、扱々残念の至りに奉存候、夫と申も、慎中萬事心事に不任候ま、偏に御高免奉希候、此一封餘り、輕微にて、何共御氣の毒様には御座候得共、前文の仕合故、全く寸志まで、御悔申上候積りに御座候ま、御靈前様へ御備も被下置候は、責てもの儀、難有仕合に奉存候、尊大君には毎度厚く御懇情被成下、國元一同、御至誠の程には感激仕罷在、御高恩の程は、生涯忘却不仕、萬々一つも奉報禮度心事に御座候、此上一条開明にも罷成候は、乍不及御爲之儀、相働き候積りに御座候間、是迄の通り、御心易御懇情被成下候様奉願上候、とく、御悔、御容體伺旁、使を以可奉申上之所、籠居中萬事不自由、延引仕恐入奉存候、何れ不遠尼子長三郎御地へ罷出候節上堂、委細申上候、草々以上、

十月十日

坂 様 侍史

孝 境 拜上

尚々御家内様へも、別段御悔不申上候ま、宜御致聲被成下候様、乍恐奉願上候、過日は慎中爲御見舞、何寄の御品々御投惠、老親賤兒共、御賞翫申上候、吳々も御禮申上候事に御座候、以上、

十月十二日野村^{之介}の御事情書、

○十二日未明發足關興^{大野}同道、流山通り十三日上着、翌十四日朝大久保^要相尋候所、折節在宿、此程忘中に而閑暇に御座候間、緩々御話可申候、先以御大一條、御模様益よろしく、尤其後繁雜かた、石和^{石川}へも面會不仕候へ共、老公副侯御直に御往復に相成、公被仰越候義、至極御寛容に而、候にも大に御安心の由、乍恐至悦此事に御座候、左様に御座候や、先日も石荻^{石河}兩人^{徳五郎}へ御書面、毎度如拜眉、委細承知仕候、至極御愉快の趣、段落くらりと引替り、除奸連離、何れか先後等の義、縷々御申越被下候に付、一同評議仕候處、除奸は全く枝葉、達而相願候事にも無之、且御吹掛け位に而は、中々參る間敷、既に六朔御内諭をも、相延候程の義に而、姑息にふらく

被仰出候而は、奸家必至に迫り、如何なる大害を引出し可申も難測奉存候、且元來の志願は、連離開明に而、六朔以來、季秋初冬の所、日々南望仕居候へ共、初冬も最早數日を過、實に苦心彌増云々、^{碩果よりの書面に委敷故略す、}相述候處、要曰、六朔云々は、何の替りも無御座、畢竟動き無之候故、不申上候處行違、扱々殘念仕候、連離は彼是もなく、御治定に相成居候由、決而御苦身は有之間敷存候得共、追々遷延、諸君御配慮の段、實奉恐察候、且諸御役所へ御下けの御直書、可差出云々を、私も慨歎仕候、扱明日よりは、忌用捨に而出勤可致旨被申附候間、種々繁劇、石和へも碌々申談兼候半、只今より書面遣し相招可申候、右之外にも、御申込被成度儀は、無御遠慮可被仰として筆を取、○一老公^{公烈}御對顔の事、○一連離の事、^{但宰相様、また御幼半にも候間、萬事出}○一除奸の事、^{中納言様へ御相談可被遊の振に可被仰}○一善良御推舉の事と相認候間、後の二ヶ條は、達而相願候事にも無之、開明にさへ相成候は、如何様にも出來可申、乍去俄に黜陟致候様に而は、不宜候間、其節の御合に申上度奉存候、老寡君副侯へ申越に相成も、畢竟開明等は遠慮も有之、且紛書等の手續に而、除奸

の儀被申越候事と相見候へ共、是非々々急速と申にも有之間敷、是も矢張、晴天の御合に被申越候半と奉存候、扱又連離は、彼是もなくとの御話に而は、何れ不遠事と奉存候處、第一御對顔の儀は、御六ヶ敷可有之と、一推察いたし候、老寡君元來天下の御爲には、嫌疑をも不憚、直言呈書等いたし、猶更大將軍の御氣質を奉恐察候に、御不審は御晴に相成候ても、いまた御對顔被爲在候程には、御ほとけに相成間敷やと、甚心配仕候、もし右の勢にも有之、御對連離と、同日に不被仰出候而はと申所に而、既に御治定に相成居候連離までも、遅々仕候様に而は、甚以殘念に御座候間、先後の所は何れにても宜、少しつゝも開明の手段にすゝみ候様仕度、猶又連離にさへ相成候へは、御對の儀當寡君^慶より、達而相願候様にも出來可申奉存候、可然御模様寄、何れに而も出來易き方、先に被仰出候様云々、再三反覆仕候處、要申様、御對は指て御六ヶ敷儀にも有之間敷、六朔一條、御後見のみの儀には決而無之、老公の儀も、深く御合被遊候由に御座候間、今更右等の御障は、毛頭無之事と奉存候、且連離のみにては、御開明に無之段は、何れも承知の義、

得と石和へ申談、御挨拶可申云々、又々十六日早天罷越候所、過日御歸り後、石和被參、早速御持參の御書翰相示し、委細申談候所、石和申様、愉快の義は、老公より寡君^{阿部}へ、御家臣御黜陟の義被仰越候所、至而御ゆるやかにて、寡君には、今一際嚴に被遊候而も、よろしからふと存候位に而、老公の御腹中相分り、寡君にも大に安堵之様子、私も是迄右之處心配仕居候處、一時に飄散いたし、實に以愉快至極、此上は如何様の御議論被仰越候とも、聊御遠け申上候様の義は、決而有之間敷、水越殿^{水野}とは違ひ可申候間、此儀は必御心配無之様、水諸君へ御申上可被下候、乍去越州殿、被吞込候事は、早速御果斷被成候得共、寡君は物事慎重に相計り、果決は不得手に而、半月か一月と遷延仕候様の儀は、御座候而も、事を變し候儀は、有之間敷奉存候、猶御申越の儀、早速山衛にも相通し、尚寡君へも謁を請ひ、其上の事情、御移可申之處、此節何れも繁多にて、不得寸暇候間、分り次第御移可申旨被申、罷歸候由、左様に御座候や、御周旋毎度感泣仕候、扱季秋初冬打過候ては、茫々たる大海へ乗出し候如く、甚心ほそく候處、石和先生御胸中

に、いつ頃と御推考の所は如何と、しつこく承候處、先づ當年一杯と存居候様子に御座候、左様に御座候得は、何れ遷延の御模様かと、押返し承候處、いや左様計にも有之間敷云々、問答の中、彼同僚より、早々御出席可被成旨申來る、又間もなく、候御召の由に而、心事不盡罷歸候事に御座候、其外大久保の書中に有之事は略す、十九日深更歸宅の事、

〔頭注〕本文連離は、彼是もなくとの所に而は、最早御内決に相成候半、御對は六ヶ敷事と指見、乍去六朔に而隨分可參存候所、大に齟齬いたし、其以來姑息云々と被指込候間、此上はたとへ、一月と半月遷延仕候へとも、御對と連離と、一同に吹出し可申積に、醸しなし候事か、愚考々々、

十月十九日夜野村葬之介歸着、其節大久保○要より石河○德、荻○吉への來書、

本月十一日の御細書、同十四日朝野村君關氏○大野御出に而相達、拜見仕候、逐々寒冷相増候處、御兩君様御始め、諸君益御康裕被成御座、奉遙察候、從而野生○石川微恙厚御尋問被成下、難有仕合に奉存候、追々快氣仕候得共、未胸肺折々痛御座候而咳止兼、困り候得共、

盡、疾候へも述置候旨、慥に相示し、少も御氣遣無御座候趣に御座候、

一御連離と御除奸との二事云々、夫も只今にては、取留も無之様にて、所謂蛇も不取蜂も不取と申氣味にも成行可申哉と、御掛念被成候へ共、野生六出子○石川と、さして愉快と申からは、以心傳心之妙處も有之、慥に突留も可有之、御配慮に付極密申上候様被仰越候、一々承知仕候、其儀如仰、只今御懷合限り候は、申上候様にも相成兼候得共、右御書通、一々御相談と申儀に罷成候からは、可申上様も無之、底ぬけに相成候は、大河を決し、浩然たるか如くに被爲成候儀、無限至悦と奉存候、乍併奸家百方手を被碎候事故、此後御障礙の所、御安心被成兼、旁以近來御模様、御承知被成度旨、御尤に奉存候、草々六出子訪候て、相探り可申上の所、生憎野生急中に而外出六ヶ敷、前後甚指支多候、扱々當惑の餘り、甚勝手ヶ敷候へ共、悴へ申付置、宅迄參吳候様申遣候所、幸に在宅、早速に來話、相尋候處、同僚門田、齋藤二子、歸國或は病氣にて、當時壹人立廻り、過日山岡相尋候處、夜中まで義三郎殿引移用向相祟り居り、面會不相叶、此節申候處

深き儀にも有之間敷、乍憚御降意奉願上候、一御一條の義、六朔以來追々の御模様、季秋初冬の頃迄には、御吉兆に可被爲成と、御屈指御待被爲成候所、季秋も空敷御過、忽初冬も稍過候半、御苦心萬々の趣被仰下、乍憚御同意奉恐入候、扱先日伺寄候段申上候處、餘程振替候趣に付、却而御苦勞に思召、御内々御評議、御案被成候御様子、委細御書中に蒙仰、尙又野村君御面晤奉伺、御尤の御儀奉存候、當時必至究計相迫り、御守殿○齊修へ取絶り、駒込様○烈御親政の儀を惶れ、種々御防被申上、護主殿○御には固より御柔和被爲在、申さは老女付出し次第に、御委任被遊候様の儀、御高貴の御方様、御一般の御儀故、夫御仕向の策略に、御泥被成候て、彼是御開明遅々御延引の中には、奸家十分奇策も可有之、右術中に御陷被遊候は、積日の御丹精、無詮儀にも可相成と、御一統様御苦心の程、深く奉深察候、御守殿様には御厚き思召、駒込様御精々御盡被遊候由、逐一蒙仰候段、不堪敬服の儀奉存候、副候にも如何様の儀、奥廻り出候へ共、他より醸候儀、別而御見破被成度旨、是は一切御心配無御座、深く談込候儀、尙更今般屹と相

相分り兼候へ共、追々御内御文通も相重り候半、必々御意味も通り、可然儀と奉存候旨申聞候、扱逐一御述の儀、高橋君御一條御障り不相成候半は、今程は疾に被仰出に可相成やの儀、段々相尋申候處、六朔の御段落御決着にて候上に、右迄の御譯合に被爲成候からは、決而御案無之、乍去此上の所、今以發機と申上候迄には、突留兼候得共、動無之段は御懸念無御座候趣、是非來月末までにも、御開明に相成候様、致度心配仕候、扱又御開明と、御除奸と、御連離とは、支離前後も仕候様、深く申談候處、是は元來の御手込にて、被仰上候にも相成候儀、御開明大本に候得は、前後可仕譯も無之、併其段は、駒込様より被仰談も被遊候儀故、及候丈け相盡可申の旨、何れ仕方も可有之事と相察申候、同氏も隨分と必死相勵申候、此間雨不晴と申題被出候節、

淫雨欲晴猶未晴、浮雲蔽日繞高城、誰人任責回天力、燮理陰陽資太平、と申作差出候由、毎月二度つ、詩題出、一藩課題にて出來候丈六出取集、差出候へは、一閱被致候而、折々賜等も有之様子、學中へ酒肴など賜候事、度々に御座

候、是又一時の即吟には候へ共、右迄の苦心罷在候儀、將又有志の役者へは、追々申聞置候様子、用人○主税と申者杯も、貞實なる人物のよし、六朔の書、九日に申述出候事杯は、殊の外憤激申述候よしに御座候、生憎關半左衛門困り入候、少々は快方のよし、何分全快に仕度事に御座候、昨日は丸山より、義三郎殿龍の口へ引移り、副候にも丸山へ御出、今日は白川屋敷へ義三郎殿御引移、萬事山岡掛り故大取込、此處を過候得は、得と同氏の方相探り、尙又候へも相伺、追々申聞候筈に御座候間、委細は自是可申上候、御別紙縷々被仰下候御細翰の趣、一々如拜晤、御尤奉敬承候、右邊の處は少も御察無之、過激の御書通杯より、事こはれ候事杯は、決而無之儀に御座候旨、其邊の所は、委細被奉畏候而被成御座候由、至而御厚儀に而、御感服の趣と相伺申候、御連離御除奸は、第二の儀、能々吞込申候、

一七月下旬、御政府より諸役所へ御達し、駒込様の御親書類、指出候様にとの被仰出之由、驚嘆至極、絶言語候、早々申上候様可致旨、并小梅御邸中米會所の事、驚入候仕合に御座候、此間彼地へ牛門君太丹君御

馬行、夫より小梅御屋敷に御休息、兒島大介御饗應申候旨、内々承り申候、一々相移置候事に御座候、此度の所、屹と見留も付不申、甚不行届の御書通申上候段、殘念至極に奉存候へ共、前文の次第に御座候間、不惡御酌分可被下候、近々相分候は、早々申上候様に仕候、及候丈は申談候間、此段御降意可被下候、不仰下候とも、日月遷延、不堪苦心奉存候、扱明日は上田侯松平忠優早天に御着、御用番へ御届けに御出、御酒出候儀御先例、御登城御歸宅と申沙汰に御座候、即夕御奉書可被下風聞、關宿侯久世も直に西丸へ御廻りと申事に候、左候へは村上侯内藤信親大坂にも候や、寡君土屋實直杯も乍過當、本務に相進み可申哉、夫にても不足、今壹人新役御出來の儀と被存候、左候へは、彌増混雜可仕、扱々當惑の儀、しかし何様にも、御一事は擔當罷在候儀に御座候、此上共に可申述事は、少も無御遠慮可被仰下候、御内幕の儀、斯迄に御内御文通に被爲成候義、何寄の御儀と奉存候て、他日愉快に申上候儀、蛇も不取蜂も不取の儀には、不罷成候間、必々御案過し被成間敷候、併吳々御遠察の儀、御心中如何計か御あせり、深く御案被成候段、奉恐察候得

共、天地鬼神も御座候儀ゆへ、御一貫の御場合可在近と奉祝候、仲街九人の御方々様御始、御安康奉祈候外無御座候、餘は期後音可申上候、燈下草亂、御仁恕奉祈候、以上、

十月十六日夜

巨 四 亭

平澤又七郎様石河德五郎
川上彌衛門様秋吉次郎

猶以時氣、折角々々御厭可被成候、扱又鐵次郎様御大文一篇御贈被下、多幸此事に御座候、兼々敬服罷在候儀、別而感歎の仕合、厚難有奉存候、御情實紙上に洋溢、感涙の至りに奉存候、今便別紙御禮も可申上の處、夕陽退局、來客等御座候間、少し認物も有之、甚以勞倦罷在、不相替及深更候儀、先宜御禮謝奉願候、少し存寄の儀も御座候て、相願候儀、早速御承諾御廻し被下、奉大慶、次便萬々可申上候、

籬 菊

花の紐けふときそめて行秋を

庭にしめゆふませの白菊

右は阿部侯詠吟、御和歌所塙次郎へ被贈けるとて、

十月六日三溪老伊東宗益より寫しぬ、

十八日幕府除目

- 一 御本丸御老中西丸御老中 三州西尾 松平和泉守全乘
- 一 同斷大坂御城代 信州上田 松平伊賀守忠
- 一 西丸御老中寺社奉行 野州關宿 久世大和守周廣
- 一 寺社奉行見習 常州土浦 土屋采女正直實
- 一 同斷御奏者 丹州龜山 松平紀伊守信
- 一 大阪御城代寺社奉行 越後村上 内藤紀伊守信
- 一 御奏者大番頭 森川紀伊守俊
- 一 一城主格家督後の勤及數年候に付 松平玄蕃頭忠篤

贈大内氏文房器記、

右文房器付一筐、文恭公齊家之所愛翫也、嘉永紀元仲秋、有故拜受矣、友人大内氏、義膽忠誠、國難以來、投身周旋、餘不堪感激之至、贈之云爾、

嘉永紀元戊申初冬廿五日 高橋愛諸稿

〔頭注〕此御品は、筆架硯屏等、不殘金銀に而製し候物に而、机は朱檀なり、

戸田先生軒蓬より來書、

追日寒氣相募候處、彌御揃御清安奉賀候、韓子歸來、

雲立如何、少しも相分候は、致承知度、いまた不下候は、茅茅根伊豫之介、杯より聞被可申、御人なきに、わざ御申越には不及候、先夜東七郎參候節、少々善事に而も、甘子尼子長三郎下り候は、何れより歎傳へ可申と、誓約致置候處、其節東話に、彼是これ迄の事情も、貴公より御通達も有之そふなものと申居候、内話御座候故、貴公より御通しに相成候は、親も難有、氣受も可然儀と被察候、諸品の儀も、大かた辨し候振には相成居候所、委細の譯は、茅子へ面晤移し置可申と、別段不得貴意候、扱時雨の御詠、御返しもとふとふ不申候處、則左に記し、乍延引御一笑の爲懸御目申候、猶あるかたより題來り、讀道候分二三首、御つれづれの御慰に認候ま、御一笑御判御頼み申候、扱扱詠歌も六ヶ敷ものと被存候、御書物返上、御落手可被下候、兎角一日千秋の思ひのみつもり、中冬も如何と、苦心いづも、絶不申、御同然と存候、草々不具、

神無月末の七日

時雨の御返し、

吹風ははれんと計おとつれて

またきしくる、神な月かな

浦千鳥

立出るひ瀉の磯に鹽みちて

汀に渡る浦千とりかな

庭殘菊

霜氷る庭に残りし秋の色の

菊こそ花の教とはみめ

山初雪

峰にのみしはしみえぬる白妙は

みやこにしらぬ今朝の初雪

樵夫夕歸

賤のをかほそきけふりのためならん

山たちくらし歸る夕は

忍戀

人しれす袖やくちなん夜なくくに

つゝむ涙のかわく間もなし

寄糸戀

打はへてくるしき身なり片糸の

あはぬ思ひに絶えんとすらん

又

かりそめに結ふちきりをくりかへし

いと、思ひをしつのをた巻

十月廿九日夜尼子長歸着事情書

十月十五日未明出發、奥谷にて食傷、漸々其夜麻生へ着、翌日も兎角不鹽梅の處、少々宜方故、七ツ時より出立、石能へ一宿、翌十七日市川へ宿し、十八日早天江南へ着す、

一巨問大久の保要人の方土候土屋直、寺社本務に相成候付、殊の外忙ヶ敷、漸廿二日夜一寸面會の處、極繁多、夜に入候て、食事の所に而咄合、猶又只今より林家等二軒程、無據參候儀有之、又韓人接伴の儀被仰付、旁不得寸暇様子に付、委曲は先達而野村之介より申上候處如何と問詰候處、最早決而御苦勞は無之、當中中には間違無之云々、申候に付、御對顔の儀は六ヶ敷可有やと申候所、連離の時は、是亦御出來に可相成と、殊の外愉快の様子、早速石和和介へも文通致吳候處、是又彼是繁多故、何れ近日分り次第、可申越との事、猶又伊賀殿忠優等へも、それゝ手蔓も御座候間、是も一と盡し可仕候、御側の方も探り候處、本郷氏泰にも決而害は無之、併久保田等は渡りさんびん故、一向

憂に不足、矢謙矢崎謙介は最初より用人にて、是は堅固に御座候、是も一手御座候間、追々探索可致との事、兎に角來月十日迄には調置、兒島大野謙介を以申越候筈、一本所定院へは十八日着之鼻に而、半合羽のま、仕懸け、色々相陳へ、扱御守殿齊修藤云々、如何にも苦心に相成候間、罷出候云々申聞候へは、それは決而苦身有之間敷、且又御守殿様より、左様の儀御直書と申は無之、老女より老女への御取引に相成候へは、如何様の御文言にて出候共、品に寄ては御突かへし申候儀、公邊奥老女の持前に候へは、小路殿小路如在は有之間敷間、御心配無之様云々也、其後追々の御模様如何と相尋候へは、此間も竹竹本正戀の用人山崎忠藏へも談候處、御達の儀、大抵御年限等、最初御見込も可有之、五年に相成候間、當年御離れは、多分御治定の様子、尤御登營の所は、何共難申上との事故、猶又竹本殿御直話の所、御伺被下候様仕度と申候へは、やすき事とて、其後被罷越承られ候所、山忠口氣と違無御座候間、御安心可被成、不遠御吉可有之云々、故持參の一ト品相渡し、猶宜と申、經定にも是非一廉承り、御安心被成候様仕度、久々登城も不仕候間、廿五六日

の頃登城仕、其節御模様伺ひ御咄申、御安心被成候やうに仕度云々と張込候内、經定の從子死去に而相延ひ、廿九日方の日積り故不待して歸る、

一三保殿^{保山}一件も、十八日伊東^益へ參候處、追々催促有之、尼子^{三郎}出候は、何程位持參に可相成との事故、此方見込の半分位ならては、出來間敷と申候得は、二本かとの事故、それ所には無、拙者見込は一本の所、其半ならては出來間敷と申置候云々申聞也、十九日參候て言譯等致し、五十指出候處、不崩の色に候へ共、彼是申述候へは、いつれ伊東へ逢候而、相談致候迄、預り置との事に而歸る、其翌日伊東參り候得は、是にては不足故、一本も働くれ候様、其許より御相談被下候様との申聞に候へ共、伊もそれは餘り御無理に相當り申候、先方に而も、内實の所打明けての事に候へは、御承知無之候ては不宜、是又水府の士も、御見棄申候譯にはさらく無之、御開明に相成候迄の御申譯に候得は、御承知に致度候と申候へは、御開明はいつ頃に相成、且如何の御處置を申候やとの申聞故、連離御對顔等無之ては、御開明とは申兼候、尤是には年限もかゝり可申と申候へは、其中暮し方の

所、是非御相談に致度、月々五圓つゝも送り候様に、相成間敷やと被申候に付、その儀は一相談可申と罷歸り、相談の上、尼子又々廿一日夜參り、御開明の節は、四本も指上可申、其前は一年三十位は、御見つき可申と申せは、先も納得にて、稍片付き候也、扱又二十五日加治鐵之丞にも、三保殿宅に而面會の所、是亦頗る公事にて、^{白無垢てつかと唱へ、旗本には多く有之由、}三保殿一件の外、此度の義にて、恥もかきたれば、一本もねだれ度、彼是申、足のぬけさる様仕懸られ候へ共、是は一圓に斷申候處、此者中山^守太田^内一^藤等へは度々參り、何か心願有之よしに而、小石川へ入組候よし也、其節咄に、今日も丹州殿へ罷出、内藤氏へも御目に懸り申候、何歎私ざる口御氣に入り、色々御懇の事共忝存候、御序も御座候は、尊公よりも宜杯申聞候、猶又何卒中納言様御登營にも相成候様仕度と、本田殿^{太田}へ申候へは、我々も祈る所に御座候、併國許に天狗と唱へ、右の儀を専らに存詰、志は感心左様可有之筈に候へ共、又世の模様も有之、思ふやうに計は成兼候所、若者共元氣まかせに、突留り等も出來、甚當惑、公邊より御手の入居候事も有之、指支候杯御

咄御座候杯申聞なり、^{丹州等へ出入候儀にて、此方をおとし候様子也、尤も丹の嘶にて、天狗の暮をおそれず、押候所には驚き、めつたな事、}三保殿へは都合四度罷越し、御開明とれ候は、一年三十、都合次第指出候筈にきめ引とる、後日の爲大略を記す、^{問答の事、筆紙難盡、}一下金^{下曾根}も大張込の由、雲上^公の所も何分盡力候間、無心置指出候様との事、猶又宇和島侯^宗へも説込、近日福山侯^{正弘}へ出、水國の冤云々責込候合の由、それは分り次第、兒島^{大野}來月十日前後に北飛の筈に候事、

御親筆の寫、本所殿^經より大奥に指出し、拜見爲致候事、

過日申聞に、一橋養子の儀に付、御禮の認かた不宜、御不興に相成候歎の由、外々に而沙汰承り候趣に而申聞候所、なる程左も可有事也、其譯は、奸家に而は一橋養子の儀は、我等晴候本なれば、表向に如何申候哉、内實は甚不好歎の由聞及申候、然る所又其上に、五郎儀^{後池}清水へ養子の沙汰有之、當人々々身に取候而は勿論、於我等も、無勿體程に難有思召、此家の御代々にて、さぞく難有被存候事と存候へは、如何程にも厚く御禮申上度候へ共、承知の通りの奸

勢故、恐入候得共、我等遣候を、好むやうにとれ候はは、奸家に而如何様讒し候も難計と存、恐入候へ共、一言も不申、其まゝに致置候所、花の井より何と歎御禮、^姉姉^{小路}までなり共申遣候方、可然と申聞候故、又其程合はよろしくとも、其後奸家より、如何様の讒をか入候時は、不歸服よりも、又一段我爲あしくと存、右の腹に而認候故、難有は有之候得共、畢竟は兩御所様に御出座無之故の事に而、めでたしと申には無之杯、認候やうにも覺申候へき、右の文は、小石川へ遣し、小石川に而見候上に而、遣し候事故、奸家へしれても、よきやうにと存認候事故、何程御不興にも可相成筈の事に而、其段は本より不心付義には無之候へ共、右にて御不興に相成るはしれたるもの、實に難有、奸て遣し候様とれ、其所へ奸家にて讒を入、御不興に相成候は、其害は甚しくと存候故、無已認候事也、さて如何様認候とて、三家三卿の儀は、關東にては並もなき高官にて、右へ遣候事を、難有不存事は、有之間敷筈に而、奉承知候通り、上には御明君の儀にて、御世代りより、質素儉約、文武の政を御行に相成、近

來は異國船の御世話も、頻りに有之歎に而、乍内々ケ様被仰付たる愚昧老迄へ、御下問の儀も有之程の義、此上は打拂、大船造作、或は北地の御世話にも、及可申と奉察候程の御儀に候へは、辰年以來三連共、并中山^信初、不正邪慾の扱等、御承知無之筈は有之間敷候、高松^{賴胤}にては國に實兄有之、元より國に行候儀は不好、且國へ不行は、勝手^{高松}の爲にも宜、兩連枝も、後見^{高松}に候へは、勝手の爲に相成故、是も後見好候儀、中山始奸人共は、自分勝手に相成候故、三連を後見^{高松}にいたし置、宰相^{高松}は何事も不申、是迄扱候由、萬々一申聞候儀は、皆切組候を届候迄のよし、是は宰相直嘶也、右様好勢強き時に候へは、此儀も明君に而御承知無之筈は無之候へは、如何様御禮文認候とて、此節水家六ヶ敷故、ケ様の事認候と、御推察に相成候半と被存候、御不興に相成候など申は、外々に而申事か、又はへんな書様だ扱と、御意有之たるか、段々傳へにて、大く相成聞え候事かと存候、右の外奸勢に恐れ、御禮文等は遣し不申、尤も何か序の節、勢州^{阿部}へは一寸申遣候へ共、是は奸へは聞へ申間敷と、有之儘に、難有様認遣し申候へき、奸家被用候中

は、奸毒に當られ不申用心計致候故、此先共、出すかたによりては、實の事計は認兼申候故、左様可致候、くれ／＼も御禮文の認方不宜との沙汰、懇に申聞候儀は、満足に存候、此上共我等不宜儀承り及候は、無伏藏申聞候様にと存候也、
林鐘念一
尙々道路の如沙汰、此上五郎儀清水へ参り候事に相成候へは、此上の面目難有とも何とも可申様無之、乍然一橋も五郎も、田舎ものにて、上の思召所も恐入、又御指揮も御骨折に相成候儀と、此段は恐縮の事なり、又御老中御側扱も、指引に一倍骨折候事と存候、乍然七^{七郎}一橋へ参り候より、阿闍^老本郷^{阿闍}等厚く世話もいたし候由、先日此方へ來候節、一橋直話に而承り忝存候、實は何ぞ我等より、挨拶にてもいたし可然程の事とは、胸中心付候へ共、前文御禮文さへ、奸氣を恐れ云々認候程の事故、心付計に而、其義にも不及、扱過、氣の毒いたし候、何も序故、内々申聞候事、
高橋多一郎へ
右御親筆、六月中本所^{定院}より、御側向等の人々へ

拜見爲致候所、御書中の御意味、御至誠より御感發被遊、尙更深遠御聰明の御儀には、奉驚嘆候趣にて、本所も御胸中を御察し申上、落涙仕候由、長三郎^尼へ云々也、
尼子^{三郎}歸來の節持參、下曾根^{三郎}より石河^{五郎}へ來書、

御書拜見仕候、如仰未謁貴顔候處、先以追々寒冷相募候へ共、益御清榮奉賀候、然は御内密被仰下候通り、老公^公より貴所様迄御届申候様、御密書相下り居申候に付、早速御届申上度、日々存暮候へ共、何分外々より御届申上、事の破に及候ては、害の始端と可相成と、兼而御心腹も存候、與衛門殿^{大野}を御待申、不計延引仕候、昨日御同人久々にて御出、御狀持參に付、幸貴答に封込御届け申上候、御落掌可被下候、御受等御指出しに御座候は、何時にても可被遣候、極内々御届可申上候、乍併遅速の儀は可有御座候間、此段は兼て御含置き奉願候、且又御隱名の儀、委細承知仕候、小生儀は小石川御屋形にて、内々御疑惑請居り申候間、御同様表向隱名仕候間、左様御承知可被下候、何も右貴答可申述、早々如此御座候、以上、

十月廿日

下曾根金三郎

石河徳五郎様

猶以時下折角被成御厭候様奉存候、且不得貴顔候へ共、從是御懇意被下候様奉願候、御内密の御書相届候は、乍御面倒御落手有之候趣の御返書奉願候、左候へは夫を證に、老公へ指上、御安心被遊御座候様仕度候、此後も折節は、御書相下り可申と奉存候、もし與衛門どの御出も無之節は、如何御届申候て宜候哉、外にも無御伏藏御方も御座候は、御教示可被下候、以上、

下曾根より御下けに相成候御親書大意、

過日貳度青山より届申候壹封、彌届候哉、扱今九月十七日礫川家老より、先日榊原啓介へ云々申候やうにと、高橋^多迄申遣候直書指出し爲見申候所、上包に嘉永元戊申四月七日御下けと認、中央に御親書と認有之候、扱右は阿闍^{阿部}も一覽、既に右の寫を、阿闍より内々我等へ見せ候程の儀也云々、扱又今日家老共より指出候我等の書、一覽濟候は、返し候様、申聞は有之候へ共、返し不申心得也云々、此上共吳々水國靜謐に致候様とすべく候、義園院迄頼候云々の儀

に付、過日申聞候所、奥御殿より何ぞ遣し候は、様子も可相分と存、少々品の文に而遣候處、右返書に、果して申來候所、此節柄封書の取次等致候儀、暮へしれ候へは、大事故、斷て返し申候由申來、却而安心致候、其節三保山の事も、奥御殿より義園院へ申聞候所、近頃義園院御城へ上り申候所、三保儀上る様子も無之候へは、御文遣し申されぬかた可然と申來候由也、西洋騒敷風聞書も見候へ共、認爲見度は候へ共、事長故不認、序に申候、晴天になり候へは、有志の名を書付爲見可申候、但し今の中書置候は以の外也、

九月十七日認石河徳五郎へ

尙々士民共に有志のふへ候様可致、夫には常山紀談等の書讀せ候か宜敷候、石河も奸の目に付ぬ様云々、要久保等への文通如何様に致候や、中取されぬやうすへし、○此度は止事なく伊達城へ頼候所、家來と違、萬一しれ候時は、伊達の迷惑にも相成候故、我等遣候儀分り候は、返書に不及、夫共不申しては叶はぬ時、一度位は可然か、如何にもあやうし、

大久保要より石河徳五郎次郎への書翰、

肅啓、寒冷に御座候所、益御安健被成御座、恭賀の至

に奉存候、然天兒君^{○尼子長三郎}御微行、乍草卒得拜晤、大慶奉存候、扱追々光陰相立候付、御苦心御案被成候段、如何計奉遠察候、過日談込置候趣、逐一に相心得、雪花^{○石川和介}相舍、早速山岡へも申入候所、夫々の模様引帶不申候而は、發輝と難分候儀も可有之、近日突留候而可申上候、其節は關氏御進發に可相成候、今日は野生出兼候故、悴へ申付内々指出候所、左の通申來候間、直に其儘、内々指上申候、他日面晤にも、最早少も御苦勞は無之趣に申聞候得共、只々連々長引候は、甚以御配慮の儀故、萬事指置御開明の處、少も御早く被爲届候様にと、主一に申談候儀に御座候、近日に相分り可申候間、其節委細可申上候、晝夜右一條のみ、苦勞罷在候儀に御座候、十八日寡君^{○土屋寅直}寺社奉行本務被仰付、即日私儀も寺社役被仰付、紛々罷在申候、尙又昨日の朝鮮人來聘御用被仰付、難有被奉存候、是は程遠候儀、何卒外國へも押出申度儀に御座候、扱々よの中は、はるの參り兼候事のみ、殘念奉存候、少しも御開明御早く御吹出し仕度奉存候、餘は近日草々可申上候、恐惶謹言、

十月廿三日夜

大久保要

平澤又七郎様^{○石河徳五郎}
川上弘衛門様^{○荻吉次郎}

尙々時候折角御厭被成候様奉存候、書外期後音候、以上、

和介^{○石より}保要^{○大久}への書翰、

拜見仕候、過日は御馳走被成下奉恐入候、今日被仰下候條々、委細承知仕候、山岡に過日一度愚説申込、承知罷在候、但除奸に限らず、都而廟議に相成居候敷、尤草卒ざつとの話し、只々愚説を重役に申込候て、隙を費し相分れ申候、いつれ近日又々可申積りに御座候、先如此弓斷は仕不申候、今日病人有之、取込中略答、眞平御免可被下候、草々拜復、

吳々も油斷は仕居不申候、只々突留、今少し相分り不申候なり、

大久保様^(上封)奉復

川 拜

兒島恭介^{○大野謙介}文通、

以書付啓上仕候、追々寒冷催候所、諸先生益御機嫌克被遊御凌奉敬賀候、然先達而中は得拜顔、萬々相伺、難有奉存候、當方御模様も、追々朝日が出るか如

く、四方の黒雲も晴かり、風神も飛出申さんやと、四方をにらみ居候由、今日迄にも、御晴天の日限つき留可申と奉存候所、相分不申候、本月十八日土君公^{○土屋寅直}御本職被仰出、巨先^{○大久保要}も晝夜とも殊の外繁勤、他所向其外用事御座候而、相尋候ものにも、面談は先つ相斷申候よし、藤君御出馬の所、是非々々一寸は御面話も可仕との事に而、廿二日御逢被遊候位の事に御座候、その中にて、碩果先^{○石河徳五郎}へ委細記候而、巨先の御子息御遣被成候所、返書參り申候、それを封込、巨先より一封受取指上候、これに而御承知可被下候、尙又後に御分り次第、早速可申上候、一尾先生へ早速罷越候所、兎角來客、酒席談話も成兼、漸三度目十八日參り候所、同酒席、數杯を用居候へ共、何れにも客長座、その席へ眠り、漸過候而、皆引後に而切迫し、委曲相談、六朔の一條等も、御通し候得は得元氣、早速書附に出來、碩花先へ切迫責込可申候、乍然御手間取候共、決而悪しくは成申間敷候、一忠九郎先へ參り、御守受取、藤君へ相願申候、此後何成共、少しも無御心置被仰越候様、厚御挨拶御座候、成る丈けは、數ならねとも相務め可申との事に御

座候、尙孝君^{高橋}如何被成候哉、御様子御尋申度との事、當節六ヶ敷御中故、野生より宜敷相伺候様、申事に御座候、殊に云々、右御守中の人、只今迄御配慮の段、殊に阿君へは折々大議論も御面話、必死と御盡被遊候由、内實は石下先^{石川}も、數年の中極密辯談被成候趣、當節切迫、六朔の委曲とも、早速相談可申候由、乍然此節不快に而、相引罷在候所、追々出勤、押ても罷出、右の御方へ相談、相分り次第、野生へ可申談との儀に御座候、相分次第微行拜願可申上候、一下先^{下曾根}婦一條は、初夏の比より兩三度、野生共申談置候通り、奸説も如何と申意味に而、しばらくの間見合、實父方へ相頼、手習琴等を相初させ申候、何方へも決而遣は不仕との事に御座候、其所へ雲上公より御響御座候云々の事、何れ來月初旬迄に相分可申と奉存候間、右分り次第微行可仕候、

十月廿七日申刻

右は碩果^{石河孝境}高橋川上^{荻吉}三名に而來る、

竹熊先生^{藤田}より茅根^{伊豫}へ返書、

拜見仕候、御安健奉賀候、乍例大略御答左の通り、一野生は例の通り苦勞症ゆへ、此度の南便も、兎角苦

心のみ、尤別段惡症も不相見候へ共、永引の所、第一の患なるへし、御別紙數通の御内、つまる所は、石川^和の書中、廟議に相成候かの數字に有之、その廟議か、如何成行可申哉、除奸々々と評議の内、除奸を發候程なれば、連も穩には離し兼、扱連を罰し候は可憐、大將軍もおぐし御ひねり可被遊、此所に至り、先來春杯と相成候儀、扱々苦心、乍併是は例の野生流、存の外天幸有之候は、社稷の福、一太丹^{太田}等へ出入候をかしたつとも、なきにはしかすと奉存候、如何、一北府の酒、久々に而賞味、是計は愉快至極、微醉亂筆勿々不備、

十月晦日

抵 兄

竹

次石川藤陰^和雨久不晴之韻、

次韻、

鐘鼓幾時曉曉晴、雨聲只解滴愁城、菌生牆壁蟻生麥、流潦一時浸礎平、欲叩天關乞一晴、無端烟雨鎖江城、悠悠又是歲將暮、

蟋蟀誰知鳴不平、

天意素由人事晴、爭堪陰靄壓寒城、休把誕言撻陽石、

廟堂變理在持平、

浮萍生稿

雨不晴賡韻、

默禱神明乞雨晴、如何雲陣擁金城、休徵幾日時陽谷、

萬物生々各得平、

藤正直敬具

步韻、

雲掩東藩未見晴、不知何物破愁城、千里忽傳一村信、

深情稍使我心平、

須發金滕卜雨晴、周公恐懼浴之城、相業當追周室美、

從來王道是平々、出典平叶偏今如字、

螻蟻幾年仰快晴、殘雲底事覆江城、何當倚賴回陽手、

一棹新醪樂太平、

泰 稿

五郎右衛門朝倉君墓誌銘、

君諱政幸、初稱次郎介、後更五郎右衛門、水戸人、姓日下部、朝倉氏、家傳云、其上世日下部表米者、在滋賀之朝、爲但馬養父郡大領、其後世居越前朝倉、因氏焉、子孫蔓延、遂爲本州望族、而戰國騷擾之際、支族或流寓諸州、六世祖諱號政吉、慶長中與兄政元及某、始仕本藩、食二百石、終旗奉行、五世祖諱慶明、高祖諱當智、

曾祖諱正名、祖諱政廣、皆仕至旗奉行、先手同心頭、考諱政行、傳君姬氏、列小姓頭之班、所生塙氏、君襲祿二百石、文政中爲書院番、尋兼使命之事、歷大番組頭、遷先手同心頭、時納言公^烈脩明庶政、尤致意防海、乃釐革花法、資於洋法、以創銃陣、法成而頒諸各隊、君臨場操練、勉勵卒伍、大稱旨、公手賜金杯、以賞其勞、弘化改元之夏、公中蜚語、傳封於今公、支封三侯、以幕府之命監國政、於是乎世態一變、三年春、君與二三同僚、褫遽其職、未始聞其罪名也、後二年、獲病遂不起、實嘉永元年十月二十一日也、享年四十一、葬常磐鄉祇園寺域内先塋之次、君狀貌偉然、資性敦厚、淡於自奉、而其至大義所關、則雖鼎鑊在前、有不辭者矣、是以其廢也、無幾微見於色、特以國冤未雪爲恥、談一及此、慷慨流涕、人莫不感其至誠、嗟君之志之義、一無所酬、齡僅強仕、一朝溘焉、豈可不深慨哉、君娶荻氏、先沒、繼室小泉氏、有二男四女、男曰稻母之介、蚤世、曰次郎介、嗣家、女二先沒、二尙幼、君之沒、嗣子甫生、未滿十旬、弟元長、先是出繼本宗、乃助孤經紀後事、請余誌於幽堂、乃係以詞曰、

嗚呼福善禍淫兮、余不能無疑於天、蕙蘭凋殘兮、使志

士斯悵然、雖然平生踐履、既不愧俯仰焉、比彼忘公狗私罔之生者、則其得喪何啻天淵、貞砥以傳令德、豈謂隨陵谷而變遷、

友人茅根泰撰

書朝倉氏墓誌銘後、

曩者彪在政府、桑原毅卿◎茂太郎為彪稱道其友朝倉氏之為人、媿々不置、毅卿持論甚高、其毀譽每每好出人意表、以故彪未信之也、其後朝倉氏以先鋒隊長、時詣政府、申卒伍之事、彪見其貌厚言朴、頗奇其人、以毅卿之言為不安也、亡幾納言公以讒致仕、彪獲罪於幕府、幽於墨水之涓、耳不聞黜陟者三年、歸鄉則、毅卿既與某々等、被錮於中街官舍、先鋒隊衛焉、監察吏護焉、嚴甚於囹圄、時先鋒隊長、以正義廢者若干人、朝倉氏與焉、彪聞之、始知朝倉氏之風節凜然存養有素、而深悔不信毅卿之言也、因憶、苟得皇天一定、同友相逢、則先面謝毅卿、且因毅卿、與朝倉氏結交、三人相對、引杯酒吐肝膽、以泄疇昔之懷、豈不亦人生一大快事乎、曷國圖冤未雪、朝倉氏溢焉入鬼錄、而毅卿未有還家之期、彪亦屈身窮廬、不能出戶庭、良緣之難逢、快事之不易得、豈可勝慨哉、一日茅伯陽◎茅根伊豫之介以其文稿見示、讀至朝倉

氏墓誌、又為之愴然、廼援筆書其後、聊以鳴憾、嗚呼朝倉氏、知耶不知耶、

己酉正月

藤田彪識

山田安榮
伊藤千可良 校

遠路近路波志終

大正元年十一月廿五日印刷
大正元年十一月三十日發行

(遠近橋與附)
非賣品

編輯者兼
行輯者

早川純三郎

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

印刷者

高橋赤次郎

東京市京橋區新榮町四丁目三番地



印刷所

國書刊行會第一工場

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

發行所

國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地



